



鳥取県公報

平成 29 年 5 月 29 日 (月)
号外第 5 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例の一部の施行 期日を定める規則 (37) (県民課) 3
	鳥取県個人情報保護条例施行規則等の一部を改正する規則 (38) (〃) 4
◇ 教委訓令	鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令 (3) (教育総務課) 20
◇ 企業局管 理規程	鳥取県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程 (1) (経営企画課) 23
◇ 病院局管 理規程	鳥取県病院局事務決裁規程の一部を改正する規程 (4) (総務課) 26

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県個人情報保護条例施行規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県個人情報保護条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部改正

ア 実施機関非識別加工情報を民間事業者に提供する仕組みが設けられたことに伴い、個人情報ファイル簿に記載すべき事項、実施機関非識別加工情報の提供に係る手続、各種書面の様式等を定める。

イ 事業者が取り扱う個人情報の保護に関する事務が廃止されたことに伴い、当該事務に係る規定を削る。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県個人情報保護審議会規則の一部改正

趣旨について定めた規定中引用する鳥取県個人情報保護条例の条項を改める。

(3) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

ア 新たに生じる個人情報ファイル簿の作成等の事務に係る事務処理権限の区分を定める。

イ 事務処理権限の区分を定めた別表中引用する鳥取県個人情報保護条例の条項を改める。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成29年5月30日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年 5 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第37号

鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例（平成29年鳥取県条例第5号）第2条、附則第2項及び附則第3項の規定の施行期日は、平成29年5月30日とする。

鳥取県個人情報保護条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 5 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第38号

鳥取県個人情報保護条例施行規則等の一部を改正する規則

(鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第 1 条 鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成11年鳥取県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第 1 章・第 2 章 略</p> <p>第 3 章 <u>実施機関非識別加工情報の提供（第22条－第32条）</u></p> <p>第 4 章 雑則（<u>第33条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（公文書等から除かれる処理）</p> <p>第 2 条 略</p> <p><u>（他の情報から除かれる情報）</u></p> <p><u>第 2 条 の 2 条例第 2 条 第 9 号 の 規 則 で 定 め る 情 報 は、同号で規定する個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報（同号で規定する個人情報をいう。）とする。</u></p> <p><u>（実施機関非識別加工情報ファイル）</u></p> <p><u>第 2 条 の 3 条例第 2 条 第 11 号 イ の 規 則 で 定 め る も の は、これに含まれる実施機関非識別加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の実施機関非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものとする。</u></p> <p>（個人情報取扱事務の登録）</p> <p>第 3 条 条例第 5 条 第 1 項 の 個人 情 報 取 扱 事 務 登 録 簿（以下「登録簿」という。）は、様式第 1 号のとおりとする。</p> <p>2 条例第 5 条 第 1 項 第 8 号 の 規 則 で 定 め る 事 項 は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（5）略</p> <p>3 条例第 5 条 第 3 項 第 4 号 の 規 則 で 定 め る 事 務 は、</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章・第 2 章 略</p> <p>第 3 章 <u>事業者が取り扱う個人情報の保護（第22条－第25条）</u></p> <p>第 4 章 雑則（<u>第26条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（公文書等から除かれる処理）</p> <p>第 2 条 略</p> <p>（個人情報取扱事務の登録）</p> <p>第 3 条 条例第 6 条 第 1 項 の 個人 情 報 取 扱 事 務 登 録 簿（以下「登録簿」という。）は、様式第 1 号のとおりとする。</p> <p>2 条例第 6 条 第 1 項 第 8 号 の 規 則 で 定 め る 事 項 は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（5）略</p> <p>3 条例第 6 条 第 3 項 第 4 号 の 規 則 で 定 め る 事 務 は、</p>

資料等の送付又は連絡の業務に必要な相手先の氏名、住所、電話番号その他の情報のみを取り扱う事務とする。

(登録簿の閲覧)

第4条 条例第5条第6項の規定による登録簿の閲覧は、元気づくり総本部県民課及び実施機関が別に定める場所で、執務時間中にするものとする。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第5条 条例第6条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 当該実施機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 条例第2条第8号アに係る個人情報ファイル又は同号イに係る個人情報ファイルの別
- (9) 条例第2条第8号アに係る個人情報ファイルについて、同号イに係る個人情報ファイルであつて、その利用目的及び記録範囲が条例第6条第1項の規定による公表に係る同号アに係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものがあるときは、その旨
- (10) 取り扱う個人情報に係る本人の数

2 条例第6条第2項第7号の規則で定める数は、1,000人とする。

3 条例第6条第2項第8号の規則で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

資料等の送付又は連絡の業務に必要な相手先の氏名、住所、電話番号その他の情報のみを取り扱う事務とする。

(登録簿の閲覧)

第4条 条例第6条第6項の規定による登録簿の閲覧は、元気づくり総本部県民課及び実施機関が別に定める場所で、執務時間中にするものとする。

(社会的差別の原因となるおそれのある個人情報)

第5条 条例第7条第2項第2号の規則で定める個人情報情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 人種及び民族に関する情報（国籍を除く。）
- (2) 病歴、障害の状況及びこれらに類する心身の状況に関する情報
- (3) 犯罪歴に関する情報
- (4) 同和地区の出身であることに関する情報

- ア 実施機関の職員以外の地方公務員であって実施機関若しくは実施機関の長の任命に係る者、実施機関が雇い入れる者であって県以外のものために労務に服するもの若しくは実施機関若しくは実施機関の長から委託された事務に従事する者であって当該事務に1年以上にわたり専ら従事すべきもの又はこれらの者であった者
- イ 条例第6条第2項第2号に規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
- (2) 条例第6条第2項第2号に規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの
- (3) 条例第6条第1項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (4) 条例第2条第8号イに係る個人情報ファイルであって、その利用目的及び記録範囲が条例第6条第1項の規定による公表に係る条例第2条第8号アに係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるもの
- 4 実施機関は、個人情報ファイル（条例第6条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下この条において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。
- 5 個人情報ファイル簿は、実施機関が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 6 実施機関は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 7 実施機関は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第6条第2項7号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 8 実施機関は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを当該実施機関の事務所に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

<p>9 <u>個人情報ファイル簿は、様式第1号の2のとおりとする。</u></p>	
<p>第3章 <u>実施機関非識別加工情報の提供</u></p>	<p>第3章 <u>事業者が取り扱う個人情報の保護</u></p>
<p>(<u>提案の募集の方法</u>)</p>	<p>(<u>指針の公表</u>)</p>
<p>第22条 <u>条例第33条の規定による提案の募集は、毎年度1回以上、当該募集の開始の日から30日以上の間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</u></p>	<p>第22条 <u>条例第32条第1項の規定による指針の公表は、鳥取県公報に登載して行うものとする。</u></p>
<p>2 <u>提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。</u></p>	
<p>(<u>実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の方法等</u>)</p>	<p>(<u>報告しない旨の公表</u>)</p>
<p>第23条 <u>条例第34条第1項の規定による提案は、実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業提案書(様式第19号)により行うものとする。</u></p>	<p>第23条 <u>条例第33条第2項の規定による公表は、事業者の氏名又は名称その他必要な事項について鳥取県公報に登載して行うものとする。</u></p>
<p>2 <u>代理人によって前項の提案をする場合にあっては、前項の書面に当該代理人の権限を証する書面を添えて行うものとする。</u></p>	
<p>3 <u>条例第34条第2項第8号の規則で定める事項は、提案に係る実施機関非識別加工情報に関して希望する提供の方法とする。</u></p>	
<p>4 <u>条例第34条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</u></p>	
<p>(1) <u>提案をする者が個人である場合にあっては、第7条第1号に掲げる書類の写し</u></p>	
<p>(2) <u>提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前6月以内に作成されたものその他提案をする者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名が記載されている書類で実施機関が適当と認めるもの</u></p>	
<p>(3) <u>前2号に掲げる書類のほか、実施機関が必要と認める書類</u></p>	
<p>5 <u>前項の規定は、代理人によって第1項の提案をする場合に準用する。この場合において、「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。</u></p>	
<p>6 <u>条例第34条第3項第1号の書面は、誓約書(様式第20号)によるものとする。</u></p>	
<p>7 <u>実施機関は、条例第34条第2項の規定により提出された書面又は同条第3項の規定により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の</u></p>	

<p><u>記載が不十分であると認めるときは、同条第1項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。</u></p>	
<p><u>(提案の審査等)</u></p>	<p><u>(弁明の機会の付与)</u></p>
<p>第24条 <u>条例第36条第1項第2号の規則で定める数は、1,000人とする。</u></p>	<p>第24条 <u>条例第34条第2項の規定による弁明は、知事が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。</u></p>
<p>2 <u>条例第36条第1項第5号の規則で定める期間は、条例第34条第2項第5号の事業並びに同号の提案に係る実施機関非識別加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間とする。</u></p>	<p>2 <u>知事は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の30日前までに、事業者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。</u></p>
<p>3 <u>条例第36条第1項第7号の規則で定める基準は、実施機関が提案に係る実施機関非識別加工情報を作成する場合に当該実施機関の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであることとする。</u></p>	<p>(1) <u>勧告の内容及びその理由</u> (2) <u>弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）</u></p>
<p>4 <u>条例第36条第2項の規定による通知は、審査結果通知書（様式第21号）により行うものとする。</u></p>	<p>3 <u>前項の通知を受けた事業者は、やむを得ない理由があるときは、弁明書の提出期限の延長を申し出ることができる。</u></p>
<p>5 <u>条例第36条第2項第2号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</u></p>	<p><u>(勧告に従わない旨の公表)</u></p>
<p>(1) <u>納付すべき手数料の額</u> (2) <u>手数料の納付の方法</u> (3) <u>手数料の納付の期限</u> (4) <u>実施機関非識別加工情報の提供の方法</u></p>	<p>第25条 <u>条例第34条第3項の規定による公表は、事業者の氏名又は名称その他必要な事項について鳥取県公報に登載して行うものとする。</u></p>
<p>6 <u>条例第36条第3項の規定による通知は、審査結果通知書（様式第22号）により行うものとする。</u></p>	
<p><u>(私人に対する意見書提出の機会の付与等を要しない情報)</u></p>	
<p>第25条 <u>条例第37条第2項第2号の規則で定める情報は、次に掲げるとおりとする。</u></p>	
<p>(1) <u>会議等の開催に伴う食糧費（これに相当する費目を含む。）の支出に係る鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第38条の2第1項に規定する支出負担行為書、同規則第40条第1項に規定する支出仕訳書（これらに相当する公文書を含む。）又はこれらに添付されている公文書に記載された、当該会議等に出席した者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名並びに当該支</u></p>	

出の内容

(2) 交際費（これに相当する費目を含む。）の支出に係る公文書に記載された当該交際費の支出の対象となった者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名並びに当該支出の内容

(3) 法令若しくは条例又はこれらに基づく実施機関の規則（規程を含む。）に基づき鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項第3号に規定する法人等又は事業を営む個人から提出された報告書、申請書等に記載された当該法人等又は個人の事業に従事する役員又は従業員の業務の遂行に係る情報に含まれる当該役員又は従業員の職の名称その他業務上の地位を表す名称及び氏名並びに当該業務の遂行の内容

（実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結）

第26条 条例第38条の規定による実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結は、次に掲げる書類を提出することにより行うものとする。

(1) 実施機関非識別加工情報の利用に関する契約締結申込書（様式第23号）

(2) 前号の契約の締結に関する書類として実施機関が必要と認めるもの

（実施機関非識別加工情報の作成の方法に関する基準）

第27条 条例第39条第1項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(3) 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に実施機関において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換

えることを含む。)

(4) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(5) 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

(実施機関非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第28条 条例第40条第1号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関非識別加工情報の本人の数
- (2) 実施機関非識別加工情報に含まれる情報の項目
- (3) 実施機関非識別加工情報（実施機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の提供の状況

(作成された実施機関非識別加工情報その用に供して行う事業に関する提案の方法等)

第29条 条例第41条第2項の規定による提案は、作成された実施機関非識別加工情報その用に供して行う事業提案書（様式第24号）により行うものとする。

2 代理人によって前項の提案をする場合にあつては、前項の書面に当該代理人の権限を証する書面を添えて行うものとする。

3 条例第41条第2項第6号の規則で定める事項は、提案に係る実施機関非識別加工情報に関して希望する提供の方法とする。

4 条例第41条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 提案をする者が個人である場合にあつては、第7条第1号に掲げる書類の写し
- (2) 提案をする者が法人その他の団体である場合にあつては、登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前6月以内に作成されたものその他提案をする者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名が記載されている書類で実施機関が適当と認めるもの

(3) 前2号に掲げる書類のほか、実施機関が必要と認める書類

5 前項の規定は、代理人によって第1項の提案をする場合に準用する。この場合において、「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

6 条例第41条第3項第1号の書面は、誓約書(様式第20号)によるものとする。

7 実施機関は、条例第41条第2項の規定により提出された書面又は同条第3項の規定により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、同条第1項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

(提案の審査等)

第30条 条例第42条第1項第3号の規則で定める期間は、条例第41条第2項第3号の事業並びに同号の提案に係る実施機関非識別加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間とする。

2 条例第42条第1項第5号の規則で定める基準は、実施機関が提案に係る実施機関非識別加工情報を作成する場合に当該実施機関の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであることとする。

3 条例第42条第2項の規定による通知は、審査結果通知書(様式第25号)により行うものとする。

4 条例第42条第2項第2号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 納付すべき手数料の額

(2) 手数料の納付の方法

(3) 手数料の納付の期限

(4) 実施機関非識別加工情報の提供の方法

5 条例第42条第3項の規定による通知は、審査結果通知書(様式第26号)により行うものとする。

(手数料の納付の方法)

第31条 条例第43条の規定による手数料は、納入通知書その他の第24条第4項又は前条第3項の規定による審査結果通知書に記載された方法により納付しなければならない。

(安全確保の措置)

第32条 条例第45条第1項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 実施機関非識別加工情報等の取扱いに関する規程等を整備し、当該規程等に従って実施機関非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 実施機関非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による実施機関非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(運用状況の公表)

第33条 略

様式第1号 (第3条関係)

個人情報取扱事務登録簿

1 事務の名称	ふりがな				
略					
10 事務の対象者の範囲	対象者1	対象者2	対象者3	対象者4	対象者5
11 取り扱う個人情報の項目					
略					
(24) <u>要配慮個人情報</u>	略				
略					
15 備考					
16 様式等添付					

(運用状況の公表)

第26条 略

様式第1号 (第3条関係)

個人情報取扱事務登録簿

1 事務の名称					
略					
10 事務の対象者の範囲	対象者1	対象者2	対象者3	対象者4	対象者5
11 取り扱う個人情報の項目					
略					
(24) <u>社会的差別の原因となる個人情報</u> (規則第5条各号のうち該当する号番号を記入すること。)	略				
略					
15 備考					

第2条 鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2 (第5条関係)

個人情報ファイル簿

1 個人情報ファイルの名称	
---------------	--

2	実施機関の名称	
3	事務を所管する組織の名称	
4	個人情報ファイルの利用目的	
5	記録項目	
6	記録範囲	
7	記録情報の収集方法	
8	要配慮個人情報	
9	記録情報の経常的提供先	
10	個人情報ファイルの種別	
11	一部又は全部で重複範囲があるファイル	
12	個人情報の本人の数	
13	実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の募集	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
14	13の提案を受ける組織の名称及び所在地	
15	意見書の提出の機会	<input type="checkbox"/> 任意的付与 <input type="checkbox"/> 必要的付与 <input type="checkbox"/> 不要
16	実施機関非識別加工情報の提供状況	<input type="checkbox"/> 提供済 <input type="checkbox"/> 未提供
17	実施機関非識別加工情報の本人の数	
18	実施機関非識別加工情報に含まれる情報の項目	
19	作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
20	19の提案をすることができる期間	
21	備考	

注 16から20までは、実施機関が実施機関非識別加工情報を作成した場合のみ記載すること。

様式第18号の次に次の8様式を加える。

様式第19号（第23条関係）

実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業提案書

年 月 日

（実施機関名）様

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 名 印

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

鳥取県個人情報保護条例第34条第1項の規定により、以下のとおり実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

- 1 個人情報ファイルの名称
- 2 実施機関非識別加工情報の本人の数
- 3 加工の方法を特定するに足りる事項
- 4 実施機関非識別加工情報の利用

- (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) (3)の事業の用に供しようとする期間
- 5 漏えいの防止等実施機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- 6 希望する実施機関非識別加工情報の提供の方法
- CD-R (窓口受領 郵送)
- DVD-R (窓口受領 郵送)
- 電子メール

- 注1 提案者の氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 2 「個人情報ファイルの名称」には、鳥取県のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿(鳥取県個人情報保護条例第34条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。)の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。
- 3 「実施機関非識別加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める実施機関非識別加工情報に含まれる本人の数(下限1,000人)を記載すること。
- 4 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、実施機関において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に記載されている「記録項目」のうち実施機関非識別加工情報として提供を希望する記録項目及び当該記録項目ごとの情報の程度(例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。)を記載すること。
- なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、鳥取県情報公開条例第9条第2項第2号以外の非開示情報が含まれる場合、当該非開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。
- 5 「実施機関非識別加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに実施機関非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
- 6 「漏えいの防止等実施機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)」を踏まえて記載すること。
- 7 「実施機関非識別加工情報の提供の方法」には、該当するのチェックボックスに「レ」マークを入れること。なお、電子メールでの提供については、応じられない場合もある。

様式第20号(第23条、第29条関係)

誓約書

年 月 日

(実施機関名)様

(ふりがな)

氏 名

印

鳥取県個人情報保護条例第34条第3項(第41条第3項)の規定により提案する者(及びその役員)が、同条例第35条各号に該当しないことを誓約します。

注1 誓約者の氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を自署する場合は、押印を省略することができる。

2 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。

様式第21号(第24条関係)

第 号
年 月 日

審査結果通知書

(提案者)様

実施機関名 

年 月 日付け「実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業提案書」について、鳥取県個人情報保護条例第36条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1 契約の締結

(実施機関)との間で実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、2に従って手数料を納付の上、鳥取県個人情報保護条例施行規則第26条各号に掲げる書類を 年 月 日(必着)までに提出してください。

2 手数料

(1) 納付すべき手数料の額

(2) 手数料の納付方法

(3) 手数料の納付期限

3 実施機関非識別加工情報の提供の方法


4 その他

様式第22号(第24条関係)

第 号
年 月 日

審査結果通知書

(提案者)様

実施機関名 

年 月 日付け「実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、鳥取県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第36条第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により、通知します。

提案が条例第36条第1項第 号に掲げる基準に適合しないと認める理由

注 「提案が条例第36条第1項第 号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。

様式第23号(第26条関係)

実施機関非識別加工情報の利用に関する契約締結申込書

年 月 日

(実施機関名)様

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所(法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏 名 印

連絡先(連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。)

年 月 日付第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、鳥取県個人情報保護条例第38条の規定により実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

注1 申込者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略することができる。

2 実施機関非識別加工情報の利用に関する手数料は、審査結果通知書により通知した事項に従って納付すること。

様式第24号（第29条関係）

作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業提案書

年 月 日

（実施機関名）様

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 名

印

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

鳥取県個人情報保護条例第41条第1項前段（第41条第1項後段）の規定により、以下のとおり作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

- 1 提案に係る実施機関非識別加工情報を特定するに足りる事項
- 2 実施機関非識別加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) (3)の事業の用に供しようとする期間
- 3 漏えいの防止等実施機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- 4 希望する実施機関非識別加工情報の提供の方法
 - CD-R（窓口受領 郵送）
 - DVD-R（窓口受領 郵送）
 - 電子メール

注1 提案者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略することができる。

2 「提案に係る実施機関非識別加工情報を特定するに足りる事項」には、鳥取県個人情報保護条例第40条の規定により個人情報ファイル簿に記載された実施機関非識別加工情報の概要を記載すること。

3 「実施機関非識別加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに実施機関非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。

4 「漏えいの防止等実施機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。

5 「実施機関非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（条例第41条第1項前段の提案をする場合に限る。）。なお、電子メールでの提供については、応じられない場合もある。

様式第25号（第30条関係）

第 号
年 月 日

審査結果通知書

(提案者) 様

実施機関名 印

年 月 日付け「作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業提案書」について、鳥取県個人情報保護条例第42条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1 契約の締結

(実施機関) との間で実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、2に従って手数料を納付の上、鳥取県個人情報保護条例施行規則第26条各号に掲げる書類を 年 月 日 (必着) までに提出してください。

2 手数料

(1) 納付すべき手数料の額

(2) 手数料の納付方法

(3) 手数料の納付期限

3 実施機関非識別加工情報の提供の方法

4 その他

様式第26号（第30条関係）

第 号
年 月 日

審査結果通知書

(提案者) 様

実施機関名 印

年 月 日付け「作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業提案書」について、鳥取県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第42条第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により、通知します。

提案が条例第42条第1項第 号に掲げる基準に適合しないと認める理由

注 「提案が条例第42条第1項第 号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。

(鳥取県個人情報保護審議会規則の一部改正)

第3条 鳥取県個人情報保護審議会規則（平成11年鳥取県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）<u>第47条第7項</u>の規定に基づき、鳥取県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）<u>第37条第7項</u>の規定に基づき、鳥取県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第4条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後										改 正 前											
別表(第3条、第4条、第6条、第11条関係)										別表(第3条、第4条、第6条、第11条関係)											
一般の事務に係る事務処理権限										一般の事務に係る事務処理権限											
事項		事務処理権限の区分								事項		事務処理権限の区分									
種類	内容	知事	専決権者				委任決裁権者				知事	内容	知事	専決権者				委任決裁権者			
			部長	課長	会計担当職員	地方機関の長	副知事	部長	局長	課長				地方機関の長	部長	課長	会計担当職員	地方機関の長	副知事	部長	局長
一 公	略									一 公	略										
文書に関する事務	6 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 同条例第5条の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消 (1)・(2) 略 (二) 同条例第6条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表 (1) 地方機関が要求した予									文書に関する事務	6 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 同条例第6条の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消 (1)・(2) 略										

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第3号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 5 月 29 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第2（第9条―第11条、第14条関係） 一般の事務に関する事務処理権限					別表第2（第9条―第11条、第14条関係） 一般の事務に関する事務処理権限				
事項		事務処理権限の区分			事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者		
								教 育 次 長 等	課 長 等
略					略				
十一 公	略				十一 公	略			
文書に 関する 事務	2	鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）に基づく事務のうち次に掲げる事務			2	鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1)	同条例第5条の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消（ <u>本庁組織</u> が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報に係るものに限る。）			(1)	同条例第6条の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消（ <u>地方機関</u> が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報に係るものを <u>除く</u> 。）			○
	(2)	同条例第6条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表（本庁			(2)	同条例第6条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表（本庁			○

組織が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報ファイルに係るものに限る。)				
(3) 略				
(4) 略				
(5) 略				
(6) 略				
(7) 略				
(8) 同条例第29条及び第30条第4項の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理				
ア 重要なもの	○			
イ 軽易なもの			○	
(9) 同条例第36条又は第42条の規定による提案の審査等（本庁組織が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報ファイルに係るものに限る。）	○			
略				
略				

別表第3（第10条、第11条、第14条関係）

一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の区分	
種類	内容	専決権者	委任決裁権者
		所長等	所長等
略			
四 鳥取県個人情報保護条例に関する事務	1 同条例に規定する事務のうち次に掲げるもの		
	(1) 同条例第5条の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消（教	○	

(2) 略				
(3) 略				
(4) 略				
(5) 略				
(6) 略				
(7) 同条例第29条及び第30条第4項の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理				
ア 重要なもの	○			
イ 軽易なもの			○	
略				
略				

別表第3（第10条、第11条、第14条関係）

一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の区分	
種類	内容	専決権者	委任決裁権者
		所長等	所長等
略			
四 鳥取県個人情報保護条例に関する事務	1 同条例に規定する事務のうち次に掲げるもの		
	(1) 同条例第6条の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消（教	○	

	育局等が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報に係るものに限る。)				育局等が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報に係るものに限る。)		
	(2) 同条例第6条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表(教育局等が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報ファイルに係るものに限る。)	○					
	(3) 略				(2) 略		
	(4) 略				(3) 略		
	(5) 略				(4) 略		
	(6) 略				(5) 略		
	(7) 同条例第29条及び第30条第4項の規定による個人情報(教育局等が管理しているものに限る。)の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理	○			(6) 同条例第29条及び第30条第4項の規定による個人情報(教育局等が管理しているものに限る。)の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理	○	
	(8) 同条例第36条又は第42条の規定による提案の審査等(教育局等が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報ファイルに係るものに限る。)	○					
略					略		

附 則

この訓令は、平成29年5月30日から施行する。

企業局管理規程

鳥取県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年 5 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第 1 号

鳥取県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

鳥取県企業局事務決裁規程（平成 5 年鳥取県企業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <p>知事の決裁事項</p> <p>1～22 略</p> <p>23 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第 3 号。以下「個人情報条例」という。）に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 第24条の 6 第 1 項及び第 2 項の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定及び期間の延長（特に重要なものに限る。）</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>24・25 略</p>	<p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <p>知事の決裁事項</p> <p>1～22 略</p> <p>23 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第 3 号。以下「個人情報条例」という。）に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>24・25 略</p>				
<p>別表第 4（第 5 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">局長の専決事項</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>1～3 略</p> <p>4 鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第 8 号）第65条の 5 の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1)～(23) 略</p> <p>(24) <u>第69条又は第70条第 1 項の規定による請負契約の解除のうち、請負対象設計金額が500,000,000円未満の工事に係るもの</u></p> <p>(25)・(26) 略</p> <p>5～8 略</p> </td> </tr> </table> <p>略</p>	局長の専決事項	<p>1～3 略</p> <p>4 鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第 8 号）第65条の 5 の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1)～(23) 略</p> <p>(24) <u>第69条又は第70条第 1 項の規定による請負契約の解除のうち、請負対象設計金額が500,000,000円未満の工事に係るもの</u></p> <p>(25)・(26) 略</p> <p>5～8 略</p>	<p>別表第 4（第 5 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">局長の専決事項</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>1～3 略</p> <p>4 鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第 8 号）第65条の 5 の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1)～(23) 略</p> <p>(24) <u>第69条第 1 項又は第70条第 1 項の規定による請負契約の解除のうち、請負対象設計金額が500,000,000円未満の工事に係るもの</u></p> <p>(25)・(26) 略</p> <p>5～8 略</p> </td> </tr> </table> <p>略</p>	局長の専決事項	<p>1～3 略</p> <p>4 鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第 8 号）第65条の 5 の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1)～(23) 略</p> <p>(24) <u>第69条第 1 項又は第70条第 1 項の規定による請負契約の解除のうち、請負対象設計金額が500,000,000円未満の工事に係るもの</u></p> <p>(25)・(26) 略</p> <p>5～8 略</p>
局長の専決事項	<p>1～3 略</p> <p>4 鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第 8 号）第65条の 5 の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1)～(23) 略</p> <p>(24) <u>第69条又は第70条第 1 項の規定による請負契約の解除のうち、請負対象設計金額が500,000,000円未満の工事に係るもの</u></p> <p>(25)・(26) 略</p> <p>5～8 略</p>				
局長の専決事項	<p>1～3 略</p> <p>4 鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第 8 号）第65条の 5 の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1)～(23) 略</p> <p>(24) <u>第69条第 1 項又は第70条第 1 項の規定による請負契約の解除のうち、請負対象設計金額が500,000,000円未満の工事に係るもの</u></p> <p>(25)・(26) 略</p> <p>5～8 略</p>				

別表第6（第6条関係）

局長の委任 決裁事項	<p>1 個人情報条例に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) <u>第5条</u>の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消</p> <p>(2) <u>第6条第1項</u>の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表</p> <p>(3) <u>第14条</u>の規定による個人情報の開示請求に対する決定及び期間の延長の決定（事務所が管理している個人情報に係るものを除く。）</p> <p>(4) <u>第18条の3第1項</u>及び<u>第24条の2第1項</u>の規定による事案の移送の決定（事務所が管理している個人情報に係るものを除く。）</p> <p>(5) <u>第19条第1項</u>の規定による口頭により開示請求ができる個人情報の決定</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>第24条の6第1項</u>及び<u>第2項</u>の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定及び期間の延長（特に重要なもの及び事務所が管理している個人情報に係るものを除く。）</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <u>第36条</u>又は<u>第42条</u>の規定による提案の審査等</p> <p>2～4 略</p>
略	

別表第6（第6条関係）

局長の委任 決裁事項	<p>1 個人情報条例に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) <u>第6条</u>の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消</p> <p>(2) <u>第14条</u>の規定による個人情報の開示請求に対する決定、<u>不存在通知</u>及び期間の延長（事務所が管理している個人情報に係るものを除く。）</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2～4 略</p>
略	

別表第7（第6条関係）

事務所の長の委任 決裁事項	<p>1～22 略</p> <p>23 個人情報条例に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの（事務所が管理している個人情報に係るものに限る。）</p> <p>(1) <u>第14条</u>の規定による個人情報の開示請求に対する決定及び期間の延長の決定</p> <p>(2) <u>第18条の3第1項</u>及び<u>第24条の2第1項</u>の規定による事案の移</p>
------------------	---

別表第7（第6条関係）

事務所の長の委任 決裁事項	<p>1～22 略</p> <p>23 個人情報条例に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの（事務所が管理している個人情報に係るものに限る。）</p> <p>(1) <u>第14条</u>の規定による個人情報の開示請求に対する決定、<u>不存在通知</u>及び期間の延長</p>
------------------	---

<p><u>送の決定</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>第24条の6第1項及び第2項の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定及び期間の延長</u> (特に重要なものを除く。)</p> <p>(5) 略</p> <p>24～26 略</p>	<p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>24～26 略</p>
--	--

附 則

この規程は、平成29年5月30日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、公布の日から施行する。

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年 5 月 29 日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

鳥取県病院局管理規程第 4 号

鳥取県病院局事務決裁規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局事務決裁規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第 1（第 3 条関係） 管理者の決裁事項 1～28 略 29 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第 3 号）に規定する管理者の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1) 略 <u>(2) 同条例第24条の 6 第 1 項及び第 2 項の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定及び期間の延長（特に重要なものに限る。）</u> (3) 略 30・31 略	別表第 1（第 3 条関係） 管理者の決裁事項 1～28 略 29 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第 3 号）に規定する管理者の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1) 略 (2) 略 30・31 略
別表第 2（第 4 条関係） 局長の専決事項 1～13 略 <u>14 鳥取県個人情報保護条例第36条又は第42条の規定による提案の審査等</u> <u>15 略</u>	別表第 2（第 4 条関係） 局長の専決事項 1～13 略 14 略
別表第 4（第 6 条関係） 局長の委任決裁事項 1 鳥取県個人情報保護条例に規定する管理者の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1) 同条例第 5 条の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消 <u>(2) 同条例第 6 条第 1 項の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表</u> <u>(3) 同条例第14条の規定による個人情報の開示請求に対する決定及び期間の延長の決定（病院が管理している個人情報に係るものを除く。）</u> (4) 同条例第18条の 3 第 1 項及び第24条の 2 第	別表第 4（第 6 条関係） 局長の委任決裁事項 1 鳥取県個人情報保護条例に規定する管理者の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1) 同条例第 6 条の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消 (2) 同条例第14条の規定による個人情報の開示請求に対する決定、 不存在通知 及び期間の延長（病院が管理している個人情報に係るものを除く。）

<p><u>1 項の規定による事案の移送の決定（病院が管理している個人情報に係るものを除く。）</u></p> <p><u>(5) 同条例第19条第1項の規定による口頭により開示請求ができる個人情報の決定</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 同条例第24条の6第1項及び第2項の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定及び期間の延長（特に重要なもの及び病院が管理している個人情報に係るものを除く。）</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>2～5 略</p> <p>局総務課長の委任決裁事項 略</p> <p>病院長の委任決裁事項</p> <p>1～31 略</p> <p>32 鳥取県個人情報保護条例に規定する管理者の権限に属する事務のうち次に掲げるもの（病院が管理している個人情報に係るものに限る。）</p> <p>(1) 同条例第14条の規定による個人情報の開示請求に対する決定及び期間の延長の決定</p> <p><u>(2) 同条例18条の3第1項及び第24条の2第1項の規定による事案の移送の決定</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 同条例第24条の6第1項及び第2項の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定及び期間の延長（特に重要なものを除く。）</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>33～35 略</p>	<p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>2～5 略</p> <p>局総務課長の委任決裁事項 略</p> <p>病院長の委任決裁事項</p> <p>1～31 略</p> <p>32 鳥取県個人情報保護条例に規定する管理者の権限に属する事務のうち次に掲げるもの（病院が管理している個人情報に係るものに限る。）</p> <p>(1) 同条例第14条の規定による個人情報の開示請求に対する決定、<u>不存在通知</u>及び期間の延長</p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>33～35 略</p>
--	--

附 則

この規程は、平成29年 5 月 30日から施行する。